

平成25年度第2回さいたま市商業等振興審議会議概要

- 1 開催日時 平成26年3月24日（月）午後2時00分～3時30分
- 2 開催場所 さいたま市役所 別館2階 第4委員会室
- 3 出席者名 伊藤委員、信楽委員、近藤（美）委員、守屋委員、日野委員
近藤（一）委員、田中委員、佐藤委員、岩瀬委員、野中委員
事務局職員 井上経済部次長、矢作課長補佐、益田主査、平野主任、中村主任
松本主任
区商工担当 清水大宮区総務課地域商工室長、高橋中央区総務課長
北岡浦和区総務課地域商工室長、佐藤岩槻区総務課観光経済室長
- 4 会議の公開・非公開の別 公開（傍聴人は0人）
- 5 次第
 - (1) 委員及び事務局紹介
 - (2) 委員長・副委員長選出
委員長：伊藤委員、副委員長：近藤（美）委員
 - (3) 委員長・副委員長あいさつ
 - (4) 開会
 - (5) 審議事項
 - ① 平成26年度さいたま市の商業振興施策について
・新規事業「商店街活性化事業資金貸付事業」について
資料1・2により説明（松本主任）

(委員)

貸付対象に単独・複数とあるが、1店舗でも良いということか。

(事務局)

あくまで商店会、複数の商店会が共同単独で実施する事業で、単独のお店ではない。

(委員)

どんな事業に貸し付けたのか。

(事務局)

貸付はこれからになる。

昨年度の場合、国の事業は精算払いとなるため、採択されても事業資金が交付されるのは事業完了後になる。そのため、何とか資金繰りを行って事業を実施して

いる。

国では引き続き補正予算を組んで、強力に進められるとの事。

これまで、商店街の方で中々動きが無かったところに、国の施策を活用する商店街がでてきたが、法人格の無い任意の商店街も対象になり、ネックとなるのは運転資金。スタートするための事業資金を無利息で貸付し、その活動を支援する促進策。

(委員)

年度をまたぐ場合は。

(事務局)

年度を超える場合のフォローについては、財政部局との協議となるが、併せて商工会議所と連携して市内金融機関と協議を行っている。

(委員)

国の補助申請は、書類を書くのがまず大変。事業費も立替えなくてはならない。手続きの詳細は変わるのか。

(事務局)

国の採択までは今の手続きと変わらない。採択を受けた段階で、申請をいただき貸付を行うことになる。貸付の手続きは、なるべく簡素化したいと考えているが、詳細は詰めている段階。

(委員)

3,000万円では足りない。

国の申請には3・4か月かかる。また、審査を何回か経てようやく決まるが、その間に対象外経費だと指摘される物もある。後で、補助金が交付されないことが分かると困るので、最初から市の方で書類の確認できないか。

(委員)

こういう事業は積み重ねがないと、何が対象になる・ならないは分からない。

(委員)

3,000万円を超える場合は。

(事務局)

まず、申請者が情報収集に努めていただきたい。市も情報を収集し、採択された金額の範囲内で、トラブルにならないよう貸付を進めていきたい。

予算額については、国の申請状況・採択状況を見ながら、財政部局と必要な交渉させていただく予定。

(委員)

補助申請に当たって、国の窓口に関何が対象になるのか聞いてみては。意外と教え

てもらえる。

(委員)

事業のスケジュール感を把握していないと、市の方も対応できない。

(事務局)

補助採択の前、申請を上げる際に、市の支援表明が必要となる。支援表明の前にご相談もあるので情報収集できる。また、事業計画にイベント時期等は記載されているので、資金が必要な時期は大体想定できる。しかしながら、予算を編成する上では、いくら足りないのかを把握する必要もあるので、動きがある場合には、出来るだけ早い段階で情報提供いただければ、しっかりとした準備の上で、交渉にあたりたい。

② しあわせ倍増プラン「新たな空き店舗活用の方策」について

資料3により説明（矢作補佐）

(委員)

予算はいくらなのか。

(事務局)

現行の空き店舗活用事業は、空き店舗活用分として継続分も含めて350万円、新規分として230万円。

(事務局)

先程説明したのは、これまでの空き店舗の支援制度とは異なる新たな事業。これまでの空き店舗活用事業は、物件の空き状況や予算化のタイミングなど難しい部分がある。新規の場合、毎年度予算編成の段階で希望調査を行っているが、物件が予算化されるまで空いているのか等使いづらい部分もあって、活用実績も伸びない。また、3年の補助期間が終わってから継続することが難しいといった事例もある。そういった中で、商店街の空き店舗対策について新しい活用促進策を考えていかなければならない。

また、資料にあるように本市では公共施設マネジメント計画を策定し、総量規制の範囲で基本的には新たな公共施設の整備は行わない方向性にある。しかし、公共に対するニーズは引き続き生じることも予測されるため、商店街の空き店舗などの有効活用も検討して行かなければいけないのではないかと考えている。

平成27年度に空き店舗を市で確保して、公共的な事業に近い提案を募集して、それが地域の商店街にとっても共益性があるようなモデルケースを検討していきたい。

そこで、新たに空き店舗に入れ込んで実施すべき事業、ターゲットはどういったものが良いのか、また将来的に支援が終わった後も、自主採算が図れるような、あるいは商業振興とは別の分野での公共事業として委託料が見込めるのか等も

含めて、支援対象はどうすべきか。また、場所はどのようなところが良いのか。賃料や立地等の条件面でどんなところをターゲットとすべきか、平成26年度の後半には募集を始められるように、早い段階から皆さんにご意見をお伺いし、ご提案や情報提供をお願いしたい。

(委員)

NPOと商店街では支援の額に差があるが。

(事務局)

現行の市の商店街支援メニューの中では差が無い。

(委員)

過去の活用事例はどんなものがあるのか。

(委員)

コミュニティカフェ。12時から10時までオープンし、高齢者や民謡、自治会、商店街の人たち等、地域の人が集まれる場所になっている。これは、国の制度を活用した。

(事務局)

市の予算のタイミングに合わなかったため、この事例は国の制度を活用した。先程も申し上げたが、市は前の年度の夏ぐらいから予算編成のための意向を伺っており、翌年3月から空く物件が等あれば良いが、手を挙げるタイミングと空き店舗を見つけるタイミングがスケジュール的に合わない。国の場合、大きな予算規模で行っている事業であり、実施する段階で手を挙げてくれば補助決定できるというところもあるが、市の場合は毎年1件程度の規模であるため、たまたま2件手が上がった場合には、前の年度から計画が出ているところしかできない。良い制度ではあるが、推進することが難しい。

(委員)

公共施設マネジメント計画の部分、公共施設の代わりに良くわからない。

(事務局)

公共性の高い事業でというイメージ以上に、高齢介護のためなのか子育てなのか、ターゲットを絞り切れていない状況である。市が計画的に推進している事業や市民ニーズに対応するような事業など、公共性を含んだ事業を考えているので、委員の皆様からご提案をいただきたい。

なお、一定期間継続して支援していくことになると、公共施設の補完的機能の部分もあるので、単に民間の営利的なものではなく、利用する人も多く、商店街の中を人が行き来する、動きが生まれるようなターゲットを考えている。

現在、色々なセクションと協議をしているが、まだ、空き店舗を活用して公共的な事業を推進するという考えが全庁的に浸透している状況ではない。経済局でモ

デル的に始めて、全庁的にも考え方を浸透させていければ理想である。

(委員)

公共性があるという部分は非常に良いが、レストランを閉めたが設備は整っているというような所を支援の方が商業は振興するのでは。

(事務局)

民間の方が創業する場合の創業者支援については、産業創造財団がアドバイス等を行っている。また、資金的な部分では融資の制度もある。

居抜きで商売をしていくような事例ばかりであれば、空き店舗にならない。しかしながら、現状では全体的には空き店舗は増えている傾向と思われるので、新たな空き店舗活用の方策を考えていきたい。

(委員)

先日、浅草の靴屋が本業を半分にするので、街の人で空いたところで作りたい人どうぞ使ってくださいとしたら、若い人がたくさん入っている。自分で工房を開いて売ったり。少し様子が新しくなってきたという期待を持っている。

(事務局)

市の中小企業支援センターである産業創造財団が、創業者が事務所を構える場合の家賃補助を行っているが、店舗に対する家賃補助制度も検討を始めている。そういうニーズが多ければ、こちらの制度の検討を進めていきたい。

(委員)

空き店舗の定義は。

(事務局)

当然、現状商業的活動を行う者が存在しない店舗で、店舗として中長期的に活用できる建物であり、オーナーが店舗として活用する意向があるもの。また、商店街においては商店の連続性がある中の店舗だと認識しています。

(委員)

以前、川越で調査をした時に、そもそも空き店舗とは、というところからスタートした。古い町なので、新しい人が入ることを嫌がる傾向にある。空き店舗だけでも、川越の人には貸せるが、よそ者には貸せないといった声もあった。

(事務局)

さいたま市の場合、駅前や大型団地があるところ、住宅地など地域性で空き店舗の見方は異なる。

(委員)

空き店舗の情報は。

(事務局)

商店街から聞いた部分のみで、オーナーの意向まで踏み込んでいない。見た目のみの情報。

かつて、埼玉県の前中小企業振興公社で情報収集しデータベース化していたが、異動が激しいのでデータの管理・更新が難しい。実際、一番物件情報を持っているのは不動産業者だと認識している。

(委員)

空き店舗は非常に大きい問題。後継者がいないから店を閉めてしまう。店が閉まると商店街が成り立たなくなってしまう。

こういう支援があれば、商店会長がこの場所でこんなことをやったらいけるんじゃないのという話を大家にするのが一番簡単。人のつながりがある。

(委員)

私もそう思う。商店街の方が一番よく知っている。空き店舗になってからより、そうなる前に頑張れる人には頑張ってもらうことを地域でやって欲しい。

(事務局)

この審議会の席だけではなく、良いご提案なり情報がありましたら商業振興課までお寄せください。

(6) そ の 他

(7) 閉 会